

沖縄県地球温暖化対策実行計画

－ 区域施策編 －
(2011～2020年度)

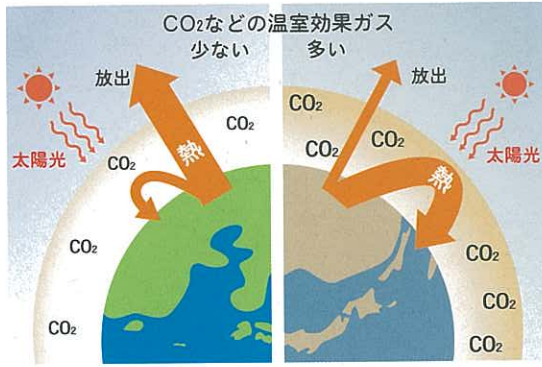
～みんなのできるよ温室効果ガスの削減行動！～



1 地球温暖化とは？

地球温暖化とは？

- 電気を使ったり、車に乗ったりすることで二酸化炭素が増えます。
- 二酸化炭素などは温室効果ガスと呼ばれ、熱を地球の外へ逃がさない温室のような効果があります。温室効果ガスが増えると地球は暖かくなります。



地球が温暖化するとどうなる？

- 台風の発生回数は減りますが、強く大きな台風が発生します。洪水・干ばつなどの異常気象が増加します。
- 海面が上昇し、砂浜が消失します。
- 生態系への影響や、熱中症患者数の増加、マラリアなどの感染症が増加すると言われています。



2 沖縄県地球温暖化対策実行計画とは（目的・位置づけ・計画期間）

1 計画の目的・位置づけ

計画の目的

この計画は、温室効果ガスの排出の抑制などを総合的かつ計画的に進めるために、沖縄県としての温室効果ガス削減目標を定めるとともに、県民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、連携を図りながら取組を推進することにより、地球温暖化を防止することを目的として策定しました。

計画の位置づけ

「地球温暖化対策推進法」（平成20年改正）では、都道府県の義務として「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制などを行うための施策を定めること」と定めています。また、「沖縄県環境基本条例」（平成12年）では、沖縄県は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全の計画を策定し、これに基づく行動を推進することが定められています。

沖縄県ではこれまで「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定して取組を推進してきましたが、国内外の動向やこれまでの取組状況などを踏まえ、その内容を見直し、平成22年度に「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2 計画の期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間とします。

（中間年である2015（平成27）年度には、取組の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行います。）

行政だけでなく
県民や事業者の取組も
重要よ！



沖縄県地球温暖化対策
地域推進計画
（～2010年度）

計画期間：2011年度～2020年度（10年間）

5年

5年

（見直し）

目標に向かって
みんなでがんばろう！

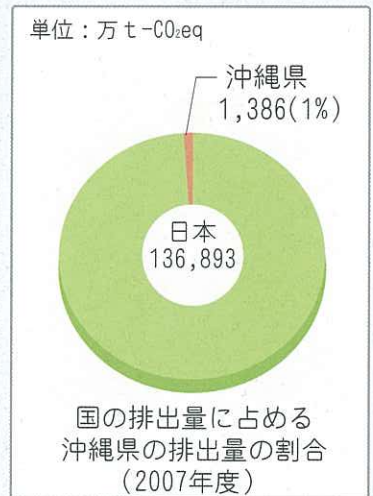


3 沖縄県は、温室効果ガスをどれくらい排出している？

1 本県における温室効果ガスの総排出量の推移

沖縄県の温室効果ガス排出量は、2007年度では1,386万トン（二酸化炭素換算）となっており、そのほとんどを二酸化炭素が占めています。基準年度（2000年度）における排出量と比較すると、2007年度では136万トン（11%）増加しています。

なお、沖縄県の温室効果ガス排出量は、日本全体の排出量の概ね1%程度です。



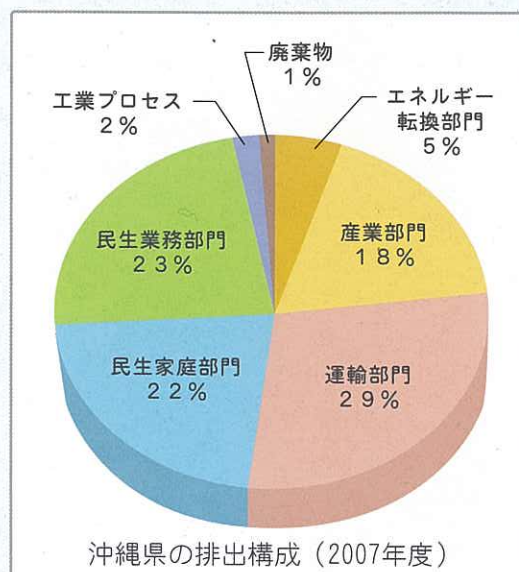
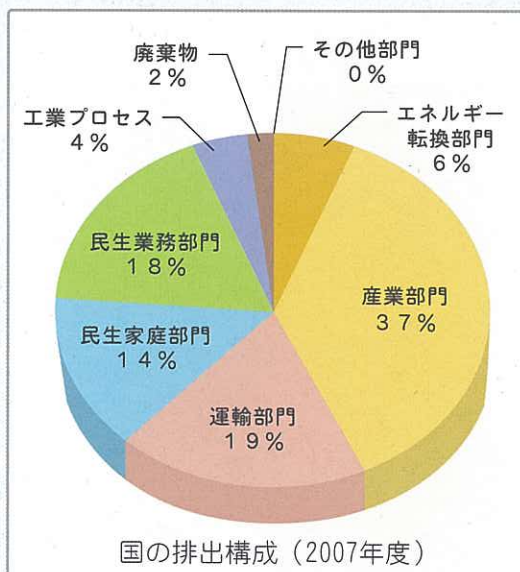
温室効果ガス排出量は、2007年度で1,386万トン(CO₂換算)あって、ほとんどがCO₂なのよ。

2007年度の温室効果ガスは基準年度（2000年度）に比べ、136万トン(CO₂換算)(11%)増加しているんだね



2 国と沖縄県の二酸化炭素排出量の部門別内訳

産業部門の割合は、国が全体の約37%を占めているのに対し、沖縄県では約18%です。運輸部門は、国が約19%であるのに対し沖縄県では約29%、民生部門（民生家庭部門、民生業務部門）は、国が約32%であるのに対し沖縄県では約45%に達しています。



温室効果ガスをどれくらい減らすの？（温室効果ガス排出量の削減目標）

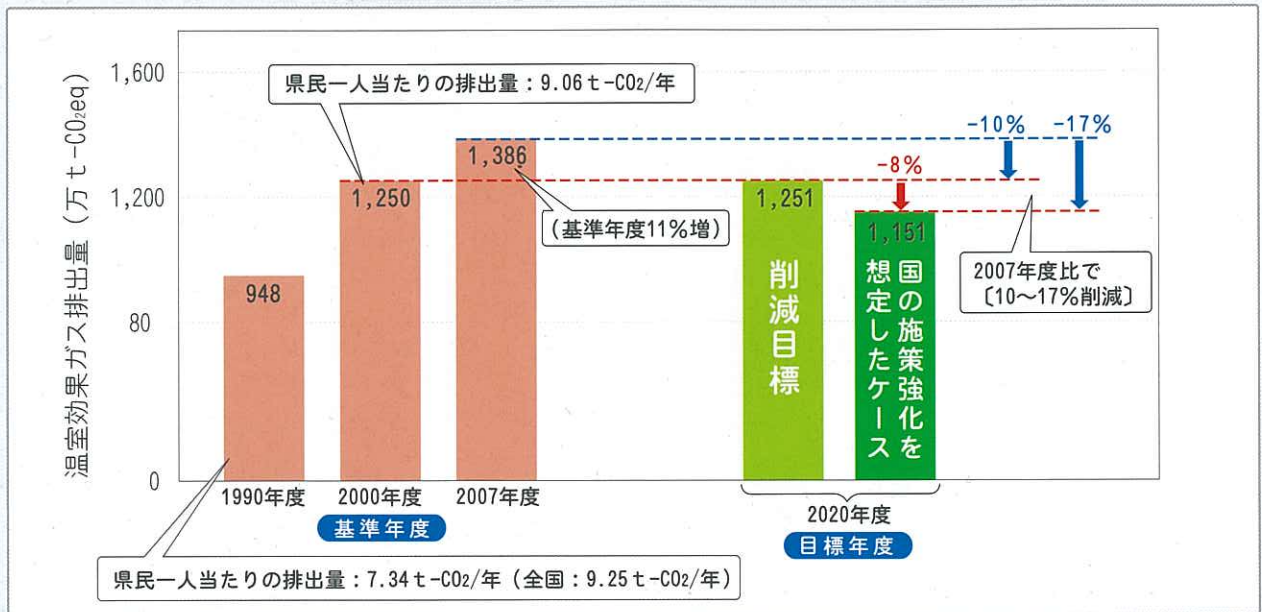
日本は、すべての主要国による意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに国の基準年（1990年）比で温室効果ガス排出を25%削減するという目標を表明しています。

沖縄県では、本県特有の条件（人口や観光客数の伸びなど）を踏まえた上で、意欲的かつ実行可能な施策の推進により、2020年度における温室効果ガスの排出量を2000年度と同レベル～8%まで削減することを目標としています。これは、現状（直近データである2007年度の排出量）と比べると、10～17%削減に相当します。

本県における温室効果ガス排出量の削減目標（中期目標）

目標年度（2020年度）

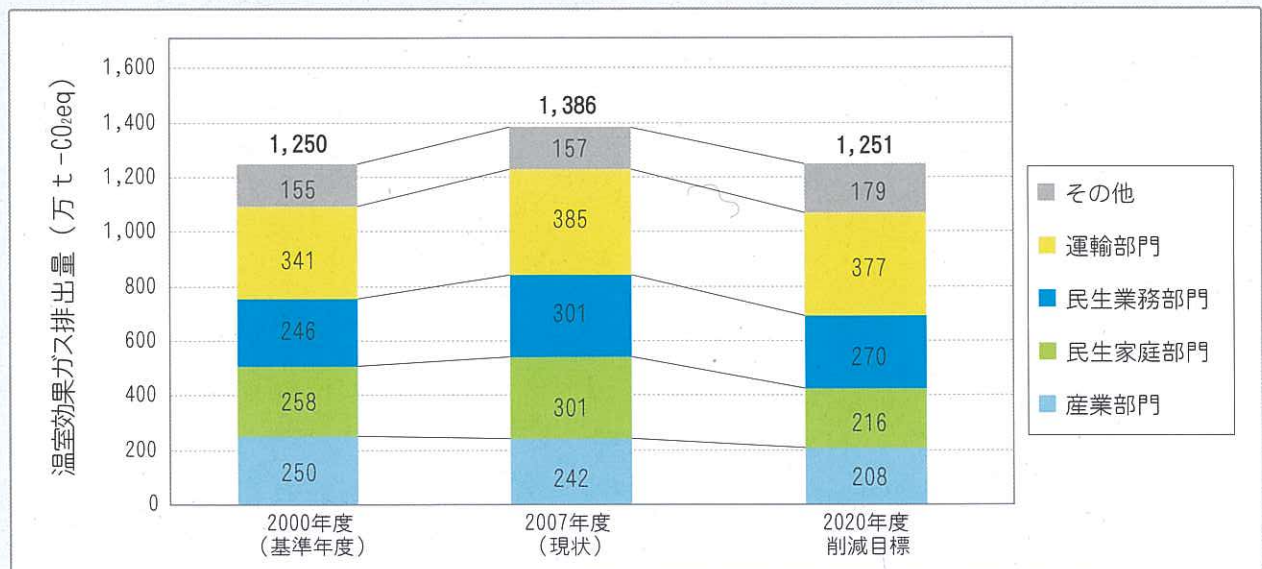
**2000年度と同レベル～8%削減
（2007年度に比べ10～17%削減）**



※ 基準年度は、県内におけるエネルギー使用の動向や、県民一人当たりの二酸化炭素排出量を全国値と比較した結果などをふまえ、2000年度に設定しています。

※ 中期目標には、森林吸収やカーボンオフセットなどによる削減効果分を含みません。

温室効果ガス排出量の部門別削減目標



1 計画の推進

地球温暖化対策を推進していくには、県民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割に応じて取り組み、連携・協働していくことが大事です。

国や市町村などとの連携

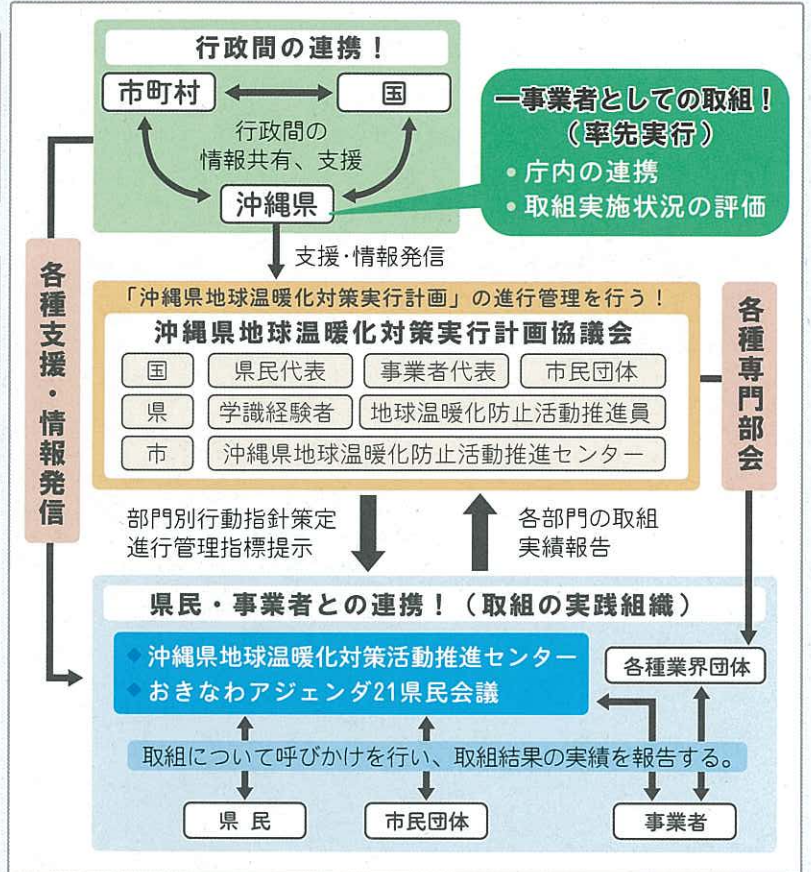
国、市町村などとの連携を図り、情報交換や、取組の実施に際しての協力要請などを行います。

沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会の設置

沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会を設置し、各主体と連携しながら、本計画に基づく総合的な対策を推進します。

県民・事業者との連携

おきなわアジェンダ21県民会議を、本計画の取組内容を幅広く県民や事業者に応じていく推進役を担う組織として位置づけ、積極的に連携していきます。また、沖縄県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、地球温暖化防止活動推進員などによる地球温暖化防止にむけた普及啓発を推進します。



県民や事業者、行政、それぞれの役割があるのよ！



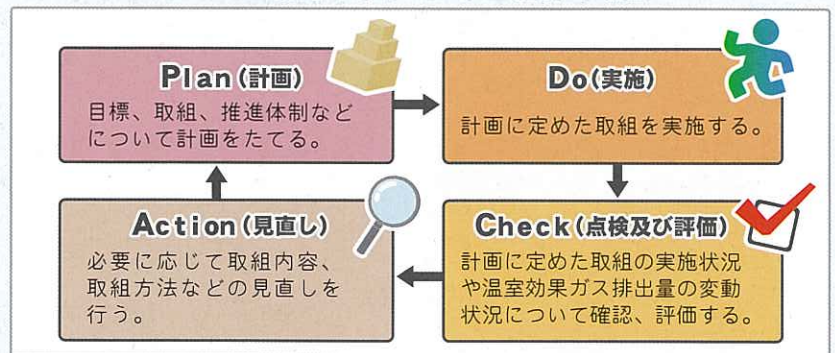
だから、お互いに情報交換したりしながら連携を図る必要があるんだね

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

また、毎年の温室効果ガス排出量、重点施策の取組状況を把握・評価し、県のホームページで公表します。

PDCAサイクルによる継続的改善



3 計画の見直し

本計画の中間年である2015年度には、各種対策の進捗状況や、中期目標の達成に向けた温室効果ガスの削減状況を踏まえ、必要な見直しを行います。

1 重点施策

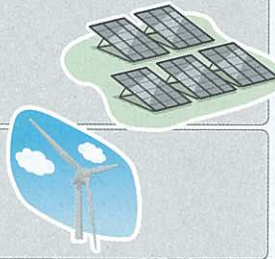

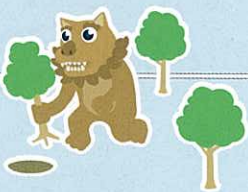


- 重点施策 1 ▶▶▶▶ 低炭素エネルギー利用の推進
- 重点施策 2 ▶▶▶▶ 公共交通の利用促進
- 重点施策 3 ▶▶▶▶ 観光関連産業の低炭素化
- 重点施策 4 ▶▶▶▶ 意識啓発と家庭や業務系施設の省エネの推進



2 具体的取組の施策体系

産業部門	製造業における省エネ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における、省エネ相談などの充実 ・工場におけるESCO事業の普及啓発 ・産業部門における省エネ型機器の普及促進に向けた助言・指導など
	建設業における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事における省エネ・省資源化の取組の指導
	農林水産業における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマーの育成による環境保全型農業の推進 ・家畜排せつ物の適正利用の促進 ・農業用機器の省エネ利用の普及啓発（農業機器の省エネ利用マニュアルの普及） ・水産業分野における排出削減に向けた助言・指導 ・家畜ふん尿の農地還元による適正処理の推進 ・食品廃棄物などを有効活用したエコフィードの利用促進
	フロン類代替製品の利用促進及び適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の適正処理などの推進
民生家庭部門	住宅・設備・機器などの省エネルギー性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・HEMS導入に向けた普及啓発 ・CASBEEを活用した住宅の環境配慮の推進 ・住居の高遮熱化に向けた支援 ・家庭用コージェネレーションシステムの普及啓発 ・住宅性能表示制度の普及啓発 ・公的賃貸住宅における省エネ配慮の推進
	高効率な省エネルギー機器の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における高効率な省エネルギー機器導入にむけた普及啓発 ・高効率IT機器の導入の普及啓発 ・照明の高効率化の普及啓発 ・高効率な給湯器の普及啓発
	その他家庭部門における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクションポイントの普及による温暖化対策型商品・サービスの購入促進 ・省エネルギー型ライフスタイルの実践
民生業務部門	建築物・設備・機器などの省エネルギー性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・業務施設におけるESCO事業や省エネ改修による省エネルギー化の促進 ・BEAMS導入に関する情報提供によるエネルギー利用効率の向上 ・CASBEEを活用した建築物環境性能評価による省エネルギーへの配慮
	高効率な省エネルギー機器の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務施設における高効率な省エネ設備・機器の普及啓発 ・高効率照明の普及啓発 ・高効率IT機器の導入の普及啓発
	観光分野の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンオフセットツアーの推進 ・電気自動車レンタカーの導入促進 ・観光マップなどの配布による公共交通を利用した観光の促進 ・利用者利便増進事業の促進（観光地間の公共交通利便性の増進） ・自転車を利用した観光促進
	県の率先的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁の排出削減に向けた沖縄県環境保全率先実行計画の着実な実施 ・水道事業における省エネルギー対策の推進 ・下水道事業における省エネルギー対策の推進
	その他の業務部門の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型事業活動の推進 ・環境マネジメントシステム構築・認証取得支援の推進
運輸部門	自動車単体対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・ハイブリッド自動車などの普及啓発 ・バスの電気自動車・天然ガス車への転換支援 ・電気自動車充電装置の整備支援 ・乗用車の低燃費自動車の普及啓発
	環境に配慮した自動車使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの実践に向けた普及啓発 ・アイドリングストップ装置搭載車両の普及 ・積載効率の向上や車両大型化によるトラック輸送における効率化の普及啓発 ・レンタカー利用者への意識啓発（バスレーンへの認識向上など）
	自動車交通量対策の推進① -自動車交通の適正化-	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの推進 ・時差出勤の推進 ・高度道路情報化などの施策の拡大・普及 ・カーシェアリングの導入
	自動車交通量対策の推進② -公共交通の利用促進-	<ul style="list-style-type: none"> ・パーク&バスライドの促進 ・パーク&モノレールライドの促進 ・バス&モノレールライドの促進 ・レンタカー&モノレールライドの促進 ・バスの利便性の向上（バスレーン拡大等、ICカード導入） ・バス路線網の改善（基幹バスの導入） ・乗り合いタクシーの導入 ・交通管制システムの高度化などによる交通管理の最適化 ・自動車走行規制（都心部乗り入れ規制）

運輸部門	自動車交通量対策の推進③ -魅力ある街づくり-	<ul style="list-style-type: none"> ・モビリティマネジメントなどの自動車交通需要の調整 ・トランジットモールによる通行規制の導入 ・コミュニティサイクルの整備 ・良好な歩行者空間の形成
	新たな公共交通システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共交通の整備 ・モノレールの延長
	船舶・航空の省CO ₂ 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の運航方法や機械器具などの省エネ化に向けた普及啓発 ・航空機の省エネ化に向けた普及啓発 ・空港の省エネ化に向けた普及啓発
	県の率優先的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県保有車両における環境対応車の積極導入の推進 ・ごみ収集運搬車などへのBDF導入の推進
再生可能エネルギーなどの利用	再生可能エネルギー導入促進に向けた安定的な電力供給網の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの積極活用に向けたマイクログリッドの整備支援
	太陽光発電・太陽熱利用の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業などへの太陽光発電設備の導入の普及啓発 ・住宅への太陽光発電設備の導入の普及啓発 ・行政における太陽光発電設備の積極導入の推進 ・企業などへの太陽熱温水器の導入の普及啓発 ・住宅への太陽熱温水器の導入の普及啓発 
	その他の再生可能エネルギー利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備の導入促進 ・小水力発電設備の導入促進 ・海洋エネルギーの導入促進 ・グリーンエネルギー制度 ・エネルギー賦課金制度 
	バイオマス利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エタノール混合燃料の普及啓発 ・ディーゼル発電における植物油燃料の利用 ・バイオディーゼル混合燃料の普及啓発 ・木質系バイオマスの発電利用の促進 ・植物油絞りがすの燃料利用の促進 ・消化ガスの利用の推進
	その他（発電燃料の低炭素化）	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用燃料の低炭素化などによる二酸化炭素排出の低減 ・廃棄物発電の強化
	発電設備の高効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備更新時における高効率化の促進
づくりの推進	集約型・低炭素型都市構造の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型まちづくりに向けた都市計画・地区計画策定の推進 ・地域冷暖房の導入促進 ・排熱輸送システムによる未利用エネルギーの利用促進 ・自然エネルギー関連産業の誘致の促進
	緑化などのヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の緑化などの推進 ・道路への遮熱性舗装、保水性舗装の導入、普及啓発 ・風の道に配慮した都市整備などの促進
循環型社会の形成	廃棄物焼却に由来する温室効果ガス排出削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの促進・徹底（発生抑制） ・3Rの促進・徹底（再利用・再生利用） ・レジ袋有料化・マイバッグ利用の促進 ・一般廃棄物焼却施設からの温室効果ガスの削減 ・沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクルなどの推進事業の推進 ・生ごみなどの再資源化の促進 ・海岸漂着物などのリサイクルなどの推進 ・オフィス活動における環境物品の使用促進
	廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導の実施 ・不法投棄防止施策の推進 ・市町村産廃対策支援事業の推進
	上下水道・廃棄物処理における有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設における余熱利用の促進 ・下水汚泥の有効利用の推進
森の保全・整備の推進	森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・林業活性化の促進 ・森林管理の推進 ・県民参加の森林づくりなどの推進 ・県産材利用の普及促進 
	都市緑化などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林などの小規模緑地の保全の促進 ・屋上緑化・壁面緑化、建築物敷地内緑化の促進 ・市街地に残る大規模緑地の保全の推進 ・街路樹の整備の推進 ・都市公園の整備の推進 ・公共施設の緑化
	海域などにおける吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁の保全の推進 ・藻類による炭素固定の促進
その他	普及啓発など	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進にむけた普及啓発と、県民運動の展開 ・地球温暖化対策実行計画の策定 ・各主体のJ-VER制度活用に向けた普及啓発

地球温暖化対策としては、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減する「緩和策」を進めると同時に、「適応策」を進めることも重要です。「適応策」とは、温暖化しつつある気候へ自然・社会システムを調節して対応する対策のことです。沖縄県においても緩和策に加えて、地域の文化的・伝統的な気候変化への対処方法から最新技術までを駆使し、多様な適応策の検討・実施に向けた取組を進めていきます。

1 防災（県土の保全）

◆長期的視点に立った防波堤などの施設整備 ◆ハザードマップの作成・整備などのソフト対策 など

地球温暖化により、台風の大型化や海面水位の上昇により波力が増大し、浸水区域の拡大をもたらし、海岸線付近の住居や工場、商店、オフィスなどへの被害が深刻化することが考えられます。



2 農林水産業

◆高温耐性品種の開発・導入、栽培 ◆養殖手法の開発 ◆適切な畜舎環境制御などの実施 など

地球温暖化は、様々なメカニズムを通じて農林水産業に影響を与えると予想されます。

農業では、生育期の高温によるイネの不稔障害など、林業では、高温に伴う乾燥化による天然広葉樹の主要樹種（イタジイ、イジュなど）の生長阻害が考えられます。また、水産業では、海水温の上昇、海流などの変化、養殖適地の変化などが起こり、畜産業では、肉用牛の受胎率低下による生産性の低下、高温時の乳量減少、成豚については、夏季の繁殖低下による生産性の低下などが考えられます。



3 水資源

◆節水などによる水需要の抑制 ◆雨水や再生水の利用など ◆水源の多様化 など

地球温暖化に伴う気候変動により渇水リスクが高まるなど、水資源への影響が危惧されます。



4 県民の健康

◆普段から熱中症や感染症に関する正しい知識・対処法などの普及啓発を図る
◆「暑い日中は出歩かない」「長袖を着る」といった生活様式を採り入れる など

温暖化による熱中症の増加や、デング熱などの感染症を媒介する蚊の分布範囲拡大などが予想され、健康への影響が懸念されます。



沖縄県環境生活部環境政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL.098-866-2183 FAX.098-866-2308

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=68>

計画の詳細や最新データなどについては環境政策課ホームページをご覧ください。

平成23年10月発行